

2015年7月10日（金）衆議院法務委員会

○奥野委員長 次に、上西小百合君。

○上西委員 上西小百合でございます。

きょうの質問の機会をお与えいただいたことに感謝を申し上げ、質問に入らせていただきます。

まず、裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化について質問をさせていただきます。

きょう午前中の堀江参考人のお話を伺い、改めて身柄拘束のつらさを認識させていただいたところでございます。

そこで、今回の改正案第九十条についてお伺いをいたします。

改正案では、「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情」と明記することになってはいますが、逆に、これまでなぜ明確化することができなかつたのか、どうして明記してこなかつたのかということ、そして、今回、検察不祥事に端を発する刑事司法制度改革がなければこれは改正されなかつたのか。大臣、そのあたりを教えていただけますでしょうか。

○林政府参考人

今回の刑事訴訟法九十条の改正でございますけれども、これにつきましては、まず出発点といたしましては、さまざまな一連の事態があつて、検察の在り方検討会議が提言を出しました。それを受けて、法制審議会で、新しい時代の刑事司法制度を考えるということでの議論がなされてきました。

その中で、身柄拘束のあり方ということが一つの論点となりまして、その中でさまざまな議論を経まして、この身柄拘束の部分につきましては、その審議の過程で、やはり現在の身柄拘束の実態の認識について意見の隔たりが十分ございました。そういったことから、一定の事実認識を前提としたこの問題に対する対処というものは困難であろうということでもございました。

その一方で、やはり刑事司法制度が、わかりやすく国民の生活や権利に大きく影響するものですので、できる限り制度というものの内容が明確化されて国民にわかりやすいものであることが望ましい。そういった観点から、身柄拘束の、特に保釈の部分については、これまで、「適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。」という非常に抽象的な規定でございましたので、これまでの共通の実務の解釈を前提として、ここにわかりやすい保釈の考慮事情というものを明記するということに至つたものでございます。

○上西委員

大臣から、これまで明確化してこなかつたことに関してどういうふうを考えていらっしゃるのかということもお伺いをしたんですけども、ちょっと時間もございませんので、次に参りたいと思います。

今、これらの点を具体的に明確化する、明記するというふうなお答え、その明記をするという点だけは一定の評価ができ得るものだ、こういうふうには考えていますが、きょうの午前中に刑事局長の御答弁を聞いておりましたら、その中でちょっと腑に落ちない点がございまして、質問をさせていただきます。

若狭委員から、経済上、社会生活上とは具体的にどのような点を想定しているのかというふうな質問に対して、経済上という点に関しては自営業者の事例を、社会生活上という点に関しては学生が受験する場合、こういうふうに答弁をされていました。特に、社会生活上の、学生が受験をする場合、こういうふうなことは、余り、そこまでないような想定かなというふうに感じたわけなんですけれども、身柄を拘束されていて受験がそんなにあり得るのかな、もう少し実生活上あり得る事例、こういう議論とかは出てこなかったのかな、そういうふうに思いますので、ちょっとその点のところをお聞かせいただけますでしょうか。

○林政府参考人

午前中に私が申し上げたのは、あくまでも経済上あるいは社会生活上の不利益の程度という一例を申し上げたものでございます。

特に、社会生活上というところでの、一旦勾留はされたわけですが、保釈をするかしないかという段階に至りまして、実際の受験というものがどのように考慮されるかということについては過去に具体的な判例というものもあったものですから、そういったことで例として挙げさせていただいたものでございます。

○上西委員

一例を挙げられたということなんでしょうけれども、国民も当然この法案にかかわるわけなんですから、もっと国民の実生活上で、ああ、そうだなというような例がなかったのか。そういう議論というのとはなかったんですか。

○林政府参考人

これそのものについての議論ではないわけですが、社会生活上といった場合に、時々、勾留の執行の停止も含めましてですけれども、例えば葬式、葬儀というようなことも考慮されることがございます。

いずれにしても、これは、社会生活上の不利益の程度、そこにそのまま勾留されていることについての社会生活上の不利益というものはもちろんさまざまなものが考えられまして、そこは九十条の判断において総合的に考慮されるということになるかと思いません。

○上西委員

ありがとうございます。

こういった点でも、実際保釈されるのかどうかというのはやはり検察官との力関係で決まるのじゃないかなというふうを感じるわけなんです。

今回の刑事訴訟法改正案、これは非常に多くの論点が盛り込まれ過ぎていて、全体の評価が本当に極めて難しいというふうには感じております。私も、十分な議論を尽くしていかなければ、そして誠実で前向きな御答弁といったものをいただかないと、やはり賛否の判断はまだまだ難しいんじゃないかなと思うんですね。ですから、もう少し刑事局長もはっきりした御答弁をいただきたいなというふうに思うわけなんです。

次の質問に参ります。

証拠開示制度の拡充についてお尋ねをさせていただきます。

大臣、なぜ全ての証拠が開示されないのか、お聞かせをいただけますでしょうか。

○奥野委員長 ちょっと質問がよくわからなかったよ。もう一回ちゃんと質問して。

○上西委員

証拠開示制度の拡充についてお聞かせをいただきたいんですけども、証拠全てが開示をされるわけではないということなので、そのところをお聞かせいただきたいと思えます。

○奥野委員長

刑事局長、証拠が開示されない理由は何ですかと言っているんですけども。（発言する者あり）

○上西委員 通告しています。

○奥野委員長 では、大臣、答えて。

○上川国務大臣

ただいまの質問は、検察官の持っている手持ちの証拠をあらかじめ被告人の側に全て開示する制度というような御質問でございましょうか。

これは、現行証拠開示制度を導入した際、司法制度改革でありましたけれども、そのときにおいても長時間御議論をさせていただいたものでございます。そして、その結果といたしまして、被告人側の主張というものが明らかでない段階におきまして全ての証拠を開示するということにつきましては、争点及び証拠の整理が十分にされなくなるというような弊害が指摘されて、採用されなかったというふうに承知をしているところでございます。

そこで、ではどのように証拠開示をするかということにつきましては、平成十六年の刑事訴訟法の改正によりまして、公判前整理手続におきましての争点及び証拠の整理と関連づけまして、まず、検察官請求証拠の証明力を判断するために必要な一定の類型の証拠を開示する、これまでも委員の皆様から類型証拠開示ということで御理解をいただいているところでございますが、それに加えて、被告人側の主張が明示されてから主張に関連する証拠を開示する主張関連証拠開示、こうした現行制度が導入されたところでございます。これによりまして、被告人の防御の準備のために必要かつ十分な証拠が開示されるようになったというふうに理解をしているところでございます。

今回、法制審議会が行われた際にも、十六年に改正になりました事前全面開示制度につきましても、特別部会において改めて議論されたところでございます。そして、その結果、構成員の総意によりまして基本構想が取りまとめられたわけでありましてけれども、その折に、現行制度の運用状況を鑑みて、現行の証拠開示制度の枠組みそのものを改める必要はない、そういう結論に至ったところでございます。

そして、この法律案につきましては、法制審議会におきまして全会一致で採択されました答申を踏まえた上で、現行の証拠開示制度の枠組みというのを前提とした上で、被告人が証拠開示請求をするに当たっての手がかりとして、検察官が保管する証拠の一覧表を交付する手続など、証拠開示制度の拡充を行う、こうした改正を行うこととしたところでございます。

この間の一連の制度そして運用、さらにその評価、さらにそれに加えての拡充、こうした段階を踏まえて今御審議をいただいているところでございます。

○上西委員

今いろいろ御答弁をいただいたわけなんですけれども、大臣、検事の仕事というのは全て公務であって、税金によって支えられているものだと思うんですね。いろいろな事情があるんだということを御答弁いただきましたけれども、やはり被告人は証拠を全部押収されているわけですから、一覧表を出されても、何も資料がない中で弁護士ともども闘わなければいけないという状況になるわけなんです。

今申し上げましたように、検事の仕事は公務、税金によって支えられている。基礎的な資料を集める印紙やコピー代、有力な情報源と接する際の交通費もみんなそうだと思うんですね。集めた証拠も税金、公金が原資。なぜこれを全て開示しないのか、こういうことをやはり私は改めて感じるわけなんですけれども、そのことを踏まえて、大臣、いかがお考えでしょうか。

○上川国務大臣

平成十六年の刑事訴訟法の改正によりまして、公判前整理手続において、争点と証拠の整理と関連づけてということで、類型証拠の開示、あるいは主張関連証拠の開示、一連の段階を踏まえた証拠をお出しすることによって適正な手続がしっかりとされるようにと、こうしたことについての大変大きな評価をいただいているというふうに思っているところでございます。先ほど申し上げたとおりでございます。

全面開示ということになりますと、争点及び証拠の整理、これにつきましては十分なされなくなる、こうした弊害が指摘され、その上で、特別部会におきましても、現行制度そのものにつきましての枠組みを改める必要はないということでございます。事前の全面開示制度につきましては、弊害がある一方で、この枠組みそのものを改める必要もないということでございますので、この採用につきましては慎重な検討が必要ではないかというふうに思っております。

○上西委員

いろいろ弊害があるということでありまして、今回の改革、法改正の発端は、お恥ずかしい話ですけれども、私の地元、大阪地検特捜部の証拠改ざんが発端なんです。証拠全てを開示しないと、歴史は繰り返す、またこういうふうな同じような事件が起こるのではないかと。

それこそ、表面上の改革というか、お茶濁しにすぎないような感じがするんですけれども、それでも、今回の改正で、また再びこういった改ざんが起きない、そういう制度だと大臣は保証されるのでしょうか。お聞かせをいただけますでしょうか。

○上川国務大臣

まさに、刑事手続の改正におきまして、この制度改正に至る、冤罪を防止しよう、こういう大きな問題提起の上で、さまざまな、法制審議会、あるいは検察の在り方に関する検討会議、ちょっとさかのぼって申し上げたところでありますけれども、こうしたことを二度と繰り返さない、そうした問題意識を踏まえた上で新しい刑事制度の改革をしていこう、こういう中で提起されている問題であるというふうに思っております。

全ての制度は、やはりしっかりと適正な運用を絶えず図っていくべく努力を重ねていかなければならないというふうに思っておりますので、どの制度も完璧ではない。そ

して同時に、その運用次第では、それを改善することもできるし、改革の実を上げること
もできる。まさに、適正な運用を図っていくということが、この制度が成立した暁にやら
なければならない大変重要なことであるというふうに思うところでございます。

○上西委員

ほかに、大阪府警は証拠物を紛失するというのも結構あるわけなんですけれども、そ
ういうことを考えても、捜査側は、やはりいろいろな事情があって証拠物を全て開示でき
ないのかなというふうに思ったりなんかもするわけなんです。

一覧表に記載しなくてもよいという例外規定に、「人の身体若しくは財産に害を加え又
は人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」というふうにあるんですけれ
ども、具体的にはどのような行為がなされることを想定しているのか、刑事局長、よろし
くお願いいたします。

○林政府参考人

この三百十六条の十四第四項第一号に該当する場合の例としましては、例えば、証拠の
一覧表に供述調書が作成された参考人の氏名が記載されたことといたします。その場合に、参
考人の氏名が被告人側に明らかとなりまして、その者に対しての報復としての加害行為な
どがなされる場合、こういったものが考えられます。

○上西委員

ありがとうございます。

同様に、「人の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ」「犯罪の証明又は犯
罪の捜査に支障を生ずるおそれ」についてもお聞かせをいただけますでしょうか。

○林政府参考人

まず、三百十六条の十四第四項第二号に該当する例としましては、証拠の一覧表に供述
調書が作成された参考人の氏名が記載されまして、それが明らかとなったことによって、
その者がこの事件と関係していたことなどが知られて、その名誉、社会生活上の平穏が著
しく害されるおそれがある場合、こういったものが例として挙げられます。

もう一つ、同項の第三号に該当する場合の例といたしましては、これにつきましては、
やはり一覧表に供述調書が作成された参考人の氏名が記載されて被告人側に明らかとなっ
た場合に、その者に対して偽証でありますとか証言拒絶するように働きかけて、罪証隠滅
がなされるおそれがある場合、こういったものが考えられます。

○上西委員

ありがとうございます。

この例外規定の全てにおそれという表現がついているわけなんです。結局、そうす
ることを考えてみると、検事がおそれがあると言い出したらどんな証拠も隠匿できてしま
うんじゃないかな、こういうふうに思ってしまうわけなんですけれども、例えば今、刑事局
長が御答弁くださった内容を法案に書き込むこと、こういうことはできないんですか。大
臣、お答えいただけますでしょうか。

○奥野委員長

刑事局長だな。（上西委員「通告はしているんですけれども」と呼ぶ）いや、だけれ
ども、これは、法案に書き込むことができるかできないかというのは事務的なことだよ。先

に事務的なことを答えさせる。その後で大臣に判断させればいいでしょう。

○林政府参考人

今私が述べましたのは、例を挙げさせていただいたものでございまして、この条文に対して、当たる一例をそれぞれの条項について挙げさせていただいたものでございます。したがって、その具体例をそのまま法文に書き込むということは困難であろうかと思えます。

○奥野委員長

いいんですか、大臣は。（上西委員「お願いします」と呼ぶ）

大臣、何かつけ加えることはありますか。上川大臣。

○上川国務大臣

不記載の事由につきまして、抽象的、包括的なものではなく、三つの事由ということで限定列挙しているところでございます。

今、局長の方から一例ということで申し上げたところでございますけれども、こうしたことによりまして、恣意的に記載しないことができるというものではないというふうに考えております。

○奥野委員長

上西君、時間ですよ。

○上西委員

ほかの先生方もおっしゃられていましたけれども、私は、これはぜひ書き込んでいただかないと、おそれがある、おそれがあるでは何にも前に進まないと思うんですね。ここはやはり大臣の政治判断でしっかりとやっていただかないといけないなというふうに思います。

この法案なんですけれども、拝見させていただくと、当然、賛成できる部分もたくさんある。ですが、やはりいろいろなものを詰め込み過ぎていて、なかなかきっちりと審議ができていないように思いますけれども、会期も延長されましたし、そういった意味で、これからもしっかり十分な議論をさせていただきたい、こういうふうに思います。

どうもありがとうございました。以 上